

## 大磯町町税条例等の一部を改正する条例

(大磯町町税条例の一部改正)

第1条 大磯町町税条例(昭和50年大磯町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「普通税」を「、普通税」に改め、同条第2項中「目的税」を「、目的税」に改める。

第7条中「詐偽」を「偽り」に改める。

第8条第1項中「第1条の9第2号に規定する」の次に「条例で定める」を加え、同条第2項中「証明、閲覧及び謄抄本手数料に関する条例(昭和30年大磯町条例第25号)の」を「大磯町手数料条例(平成12年大磯町条例第2号)に」に改め、同項ただし書中「交付手数料」を「、交付手数料」に改める。

第11条第1項の表中「1」を「(1)」に、「2」を「(2)」に、「3」を「(3)」に、「4」を「(4)」に、「5」を「(5)」に、「6」を「(6)」に、「7」を「(7)」に、「8」を「(8)」に、「9」を「(9)」に改める。

第12条の2第2項中「第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を「第72条第1項」に、「第88条」を「同法第144条の4第1項」に、「又は各連結事業年度開始」を「の開始」に、「を経過した」を「の」に改める。

第12条の3中「認められるもの」の次に「とする」を加える。

第14条第1項中「次」を「、次」に改める。

第18条の2第1項中「同条同項本文」を「同項本文」に改め、同条第2項中「第348条第2項」の次に「本文」を加え、「当該各号」を「同項各号」に改める。

第20条の2の見出し中「按分」を「<sup>あん</sup>按分」に改め、同条第4項中「添附」を「添付」に改める。

第23条中「土壤分類図」を「土壤分類図」に、「規則」を「、規則」に改める。

第27条第1号エ中「二」を「2」に、「有する車」を「有するもの」に改める。

第28条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第32条第2項中「町長」を「、町長」に改め、同条第6項中「所有」の次に「し、」を加え、同条第8項中「貸付け」を「貸し付け」に改める。

第32条の2中「の定める」を「で定める」に改める。

第47条の前の見出しを削る。

附則を次のように改める。

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年度分の町税から適用する。

(旧条例の廃止)

第2条 大磯町町税条例（昭和30年大磯町条例第9号。次条及び第4条において「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 旧条例の規定により課し、又は課すべきであった町税については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行の日前に旧条例又はこれに基づく規則の規定によってした承認、指定、申告、申請、届出その他の処分又は手続でこの条例又はこれに基づく規則に相当の規定があるものについては、前条に規定するものを除き、この条例又はこれに基づく規則の相当の規定によってした相当の処分又は手続とみなす。

（平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税の均等割の特例）

第5条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税の均等割の税率は、第9条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

（固定資産税の課税標準の特例）

第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。

- (1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1
- (2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1
- (3) 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合 4分の3
- (4) 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1
- (5) 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1
- (6) 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1
- (7) 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1
- (8) 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1
- (9) 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7
- (10) 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7
- (11) 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1
- (12) 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1
- (13) 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1

(14) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の1

(15) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 零

(固定資産税の減額に関する特例)

第7条 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)

第9条 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税について、法

附則第18条の3の規定は、適用しない。

(軽自動車税の税率の特例)

第10条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条に  
おいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の  
属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第27条の規定の適用については、当分の  
間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の  
右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第  
27条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31  
日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、  
次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄  
に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを  
内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同  
じ。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日か  
ら平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の  
軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、  
それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定  
の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動

車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（特別土地保有税の課税標準の特例）

第11条 土地の取得の日の属する年の翌々年（当該土地の取得の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する年の翌年）の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、当分の間、法第593条第1項の土地の取得価額又は修正取得価額（施行規則附則第8条の5第1項に規定する額（当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあっては、当該各号に掲げる額）をいう。）のいずれか低い金額とする。

- (1) 宅地評価土地（法附則第20条に規定する宅地評価土地をいう。以下同じ。） 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を

乗じて得た額

- (2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率（土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令（平成3年大蔵省令第33号）第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。）を乗じ、更に1.25を乗じて得た額（評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあつては、町長が適当であると認める率を乗じて得た額）

第2条 大磯町町税条例の一部を次のように改正する。

第8条の2中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める金額を加えた金額）」を加える。

第3条 大磯町町税条例の一部を次のように改正する。

附則第6条第14号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第15号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第4条 大磯町町税条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第12条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第12条の2第1項第1号中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改め、同項第2号中「12.1分の1.2」を「8.4分の1.2」に改める。

第26条を次のように改める。

（環境性能割の税率）

第26条 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

第26条の次に次の3条を加える。

（環境性能割の申告納付）

第26条の2 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第

1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

(環境性能割の減免)

第26条の3 町長は、次に掲げる3輪以上の軽自動車のうち必要と認めるものに対し、環境性能割を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用するものと認められるもの
- (2) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有するもの（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有するものを含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下この号において同じ。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）
- (3) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものであるもの
- (4) その他特別の理由があると認められるもの

2 前項第3号に規定する3輪以上の軽自動車について環境性能割の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該3輪以上の軽自動車の提示（町長が、当該3輪以上の軽自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。

3 第17条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による環境性能割の減免について準用する。

(種別割の課税免除)

第26条の4 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）のうち商品であって使用しないものについては、種別割を課さない。

第27条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割」に改め、「、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を削り、同条第2号ア(ウ)を次のように改める。

- (ウ) 4輪以上のもの
  - a 乗用のもの  
営業用 年額 6,900円  
自家用 年額 10,800円
  - b 貨物用のもの  
営業用 年額 3,800円  
自家用 年額 5,000円

第28条の見出し及び同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第29条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」

を「種別割」に、「施行規則に定める」を「軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による」に、「並びに」を「を、原動機付自転車又は小型特殊自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書及び」に改め、同条第2項中「施行規則に定める」を「軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車等の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による」に改め、同条第3項中「施行規則に定める」を「軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者であつた者にあつては施行規則第33号の4の2様式による」に改め、「申告書」の次に「を、原動機付自転車等の所有者又は使用者であつた者にあつては施行規則第34号様式による申告書」を加える。

第30条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第31条を次のように改める。

（種別割の減免）

第31条 第26条の3の規定は、種別割の減免について準用する。この場合において、同条中「環境性能割」とあるのは「種別割」と、「3輪以上の軽自動車」とあるのは「軽自動車等」と読み替えるものとする。

第32条第1項中「原動機付自転車又は小型特殊自動車（以下「」及び「という。）」を削り、同条第2項中「第442条の2第3項ただし書」を「第443条第3項ただし書」に、「第443条」を「法第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第48条第1項第2号中「第24条」の次に「、第26条の2第1項」を加える。

附則第11条を附則第17条とする。

附則第10条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

第10条を第16条とし、第9条の次に次の6条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第10条 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うも



のとする。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第11条 町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第12条 町長は、当分の間、第26条の3の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第13条 第26条の2の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第26条(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費として、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を神奈川県に交付する。

(大磯町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 大磯町町税条例の一部を改正する条例(平成26年大磯町条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第13項を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - 第1条及び第5条並びに附則(附則第3項及び附則第8項から附則第10項までを除く。)の規定 この条例の公布の日
  - 第2条の規定 平成31年1月1日

(3) 第3条の規定 平成31年4月1日

(4) 第4条並びに附則第3項及び附則第8項から附則第10項までの規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 この附則に特別の定めがあるものを除くほか、第1条の規定による改正前の大磯町町税条例の規定により課し、又は課すべきであった町税については、なお従前の例による。  
(町民税に係る経過措置)

3 第4条の規定による改正後の大磯町町税条例（以下「第4条改正条例」という。）第12条及び第12条の2の規定は、附則第1項第4号に規定する施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に係る経過措置)

4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 第1条の規定による改正後の大磯町町税条例（以下「第1条改正条例」という。）附則第9条の規定は、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に係る経過措置)

7 附則第1項第1号に規定する施行の日から平成31年9月30日までの期間における、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る第1条改正条例第27条及び第1条改正条例附則第10条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1条改正条例第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第1条改正条例第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
第1条改正条例附則	第27条	大磯町町税条例等の一部を改正する条例（平

第10条第1項		成30年大磯町条例第 号。以下この項において「平成30年改正条例」という。) 附則第7項の規定により読み替えて適用される第27条
第1条改正条例附則第10条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成30年改正条例附則第7項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
第1条改正条例附則第10条第1項の表第2号ア(ウ)の項	第2号ア(ウ)	平成30年改正条例附則第7項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

- 8 附則第1項第4号に規定する施行の日以後における、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する種別割に係る第4条改正条例第27条及び第4条改正条例附則第16条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条改正条例第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第4条改正条例第27条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第4条改正条例第27条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
第4条改正条例附則第16条第1項	第27条	大磯町町税条例等の一部を改正する条例（平成30年大磯町条例第 号。以下この項において「平成30年改正条例」という。）附則第8項の規定により読み替えて適用される第27条
第4条改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成30年改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
第4条改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成30年改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第4条改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) b	第2号ア(ウ) b	平成30年改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ) b

2号ア(ウ) bの項		
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

- 9 第4条改正条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第4号に規定する施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 10 第4条改正条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

平成30年12月18日提出

大磯町長 中 崎 久 雄